

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 岡野 涼子

1 日 時

令和8年4月10日（金） 午後0時58分から
午後3時26分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

岡野涼子、小川克己、大友栄二、守永信幸、玉田輝義、澤田友広、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

元吉俊博

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤丈彦、生活環境部長 井下秀子、病院局長 佐藤昌司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）令和8年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- （2）県計画等の策定・改定予定について、第12次大分県交通安全計画の策定について、ひきこもり実態把握調査について及び県計画等の策定・中間見直し予定について、執行部から報告を受けた。
- （3）県内所管事務調査について行程を決定した。
- （4）県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 仙川正朋
政策調査課調査広報班 主事 佐藤美空

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和8年4月10日（金） 13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

- （1）令和8年度行政組織及び重点事業等について
- （2）その他

3 生活環境部関係

13：30～14：40

- （1）令和8年度行政組織及び重点事業等について
- （2）諸般の報告
 - ①県計画等の策定・改定予定について
 - ②第12次大分県交通安全計画の策定について
 - ③ひきこもり実態把握調査について
- （3）その他

4 福祉保健部関係

14：40～15：50

- （1）令和8年度行政組織及び重点事業等について
- （2）諸般の報告
 - ①県計画等の策定・中間見直し予定について
- （3）その他

5 協議事項

15：50～16：10

- （1）県内所管事務調査について
- （2）県外所管事務調査について
- （3）その他

6 閉 会

会議の結果

岡野委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

岡野委員長 それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

岡野委員長 なお、本日は都合により、元吉委員が欠席しております。

また、本日は、委員外議員として福崎議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りいたします。委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められておりますが、議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆様から特に御異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、委員長に御一任いただきます。

また、委員外議員の方をお願いいたします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の仙川副主幹です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤主事です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の皆様の自己紹介をお願いいたします。

〔病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

岡野委員長 それでは、病院局関係の令和8年度行政組織及び重点事業等について、説明願います。

なお、説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔・明瞭をお願いいたします。

於久病院局理事兼事務局長 本日は、病院局の組織と令和8年度病院事業会計予算について、御説明いたします。

説明は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明させていただきます。

タブレットの資料の2ページをお開きください。

病院局の組織機構についてです。当院は、資料の一番上の診療科部が循環器内科部をはじめとする25科部、その下の中央診療部門は放射線科部など11科部、その下の医療技術部門は薬剤部など5科部、さらにその下の看護部、それから次のページに進みまして、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターからなっています。

なお、デジタル技術やAIを活用した業務の効率化と患者サービスの向上を図るため、そのページの一番上になりますが、事務局の総務経営課内にDX推進班を新設したところです。

次に、タブレットの資料の4ページをお開きください。

令和8年度大分県病院事業会計予算について、御説明いたします。

一番上の表、収益的収支予算の単年度損益欄を御覧ください。令和8年度当初予算では1,700万円の黒字を予定しており、令和7年度と比べ、増益と見込んで編成しています。

その下の表、資本的収支予算につきましては、企業債等の資本的収入は8億9,800万円、医療機器等の購入費や改築事業費等の資本的支出は16億5,400万円を計上しています。

こちらの詳細につきましては、5ページ以降で御説明させていただきます。

一番下の表の2令和8年度一般会計負担金の内容ですが、これは県立病院が行う総合周産期母子医療センターや精神医療センター、救命救急部門など、政策医療の不採算部門の運営や施設・設備の建設改良に充当した企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づき、一般会計から支出するものです。

令和8年度当初予算額は、表の左から二つ目にありますように17億2,842万1千円となり、令和7年度当初予算額と比べ、6,867万1千円の増額となっています。

増額の要因としましては、右側の主な増減理由にありますとおり、政策医療に要する費用の増加などによるものです。

この一般会計負担金を収益として受け入れる病院事業会計側の受入予算科目について、御説明します。

5ページをお開きください。

受入予算科目は三つに分かれており、具体的には、右の表の一番上、医業外収益の負担金交付金がございますが、この内、地方公営企業法に基づく一般会計負担金、二つ目がその二つ下の資本費繰入収益、それから7ページをお開きいただき、左の表の上から二つ目、資本的収入の他会計負担金、この三つで受入れをしているところです。

それでは、5ページにお戻りください。

3令和8年度大分県病院事業会計予算概要を千円単位で記載しています。

まず、1収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について、御説明します。左側の表になりますが、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益の合計となりますが、小計欄にありますように、217億5,120万3千円を計上しています。

R7当初予算と比較しますと増額としており、主要因としましては、今年6月に行われる診療報酬改定による診療単価の上昇に加え、病院訪問など地域医療機関との連携強化の取組による紹介患者及び新規入院患者数の増加を見込ん

でいるものです。

次に、医業外収益は、受取利息配当金、一般会計や国からの補助金、それから右側の表になりますが、一般会計負担金を含む負担金交付金などを合わせまして、右側の表の中段の小計欄にありますように、21億2,864万9千円を計上しています。

医業収益と医業外収益に特別利益を加えました病院事業収益は、右下の合計欄にありますように、238億9,511万8千円を計上しています。

6ページをお開きください。

(2)病院事業費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、経費、減価償却費などで構成される医業費用に、右の表にあります医業外費用、それから特別損失を加えまして、右下の合計欄にありますように、238億7,817万2千円を計上しています。

7ページをお開きください。

2資本的収入及び支出についてです。

(1)資本的収入は、左の表にあります企業債、負担金で構成されており、合計額は、左下にありますように、8億9,771万6千円です。

右の表の(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金、他会計からの借入金償還金で構成されており、建設改良費のうち、資産購入費は5億810万円で、医療機器の新設・更新を行うこととしています。その下の改築事業費は、老朽化した施設や設備の更新工事等で4億246万7千円、その下の企業債償還金は7億2,341万8千円、それに他会計からの借入金償還金を加えました資本的支出の合計額は、右下にありますように、16億5,355万5千円を計上しています。

また、表の下欄外に記載していますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、これまで同様、内部留保資金で補填することとしています。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

佐藤委員 多分基本的なことだと思いますけれども、あえて聞きます。最後の内部留保資金、それについてはどこに記載がありますでしょうか。その数字がどのくらいあるかということです。

於久病院局理事兼事務局長 内部留保資金については、今回の資料には記載されていません。決算のときに貸借対照表等で示されるものになります。先日の２月補正のときに試算した金額で言いますと、年度末の預金残高は約４６億円ということになっております。（「ありがとうございます」と言う者あり）

岡野委員長 さきほど、佐藤病院局長の方から三つの指針を設けているということで、まず赤字経営を改善したいというお話がありましたけれども、今、ナフサ等の必要経費が上がっていくような状況の中で、それに対しての対策、そういったところはどうでしょうか。

佐藤病院局長 具体的にどういう物品にどれくらいというのは、分かれば後で追加発言させていただきたいですけれども、そういうお答えというよりも、病院としては、診療報酬改定、これが病院としてはかなり大きく追い風になっているという事実がございます。

ところが、委員長がおっしゃったように、予期せぬ出費が今後出てくるという危険性を非常に感じておまして、これはナフサ等も世間を騒がせましたが、石油材料がどうなるかで、その延長として、物品が値上がりするという部分もあり、もう一つは入って来ないというリスクもございます。入って来ないという部分は、病院として何としても避けたいので、値段が上がったとしても、購入すべきものは購入するというスタンスでおります。その結果として、委員長がおっしゃったように、出費という意味でどれくらい増えるのかというのは、正直申し上げて、戦々恐々として見ている段階です。ニュースで毎日言うことが違いますので、石油は届くようになったという情報があったかと思えばというように、読みにくい。恐らく、決定的な医療材料が全くゼロになるなど、そういうことは起きないと思いますけれども、価格転嫁が遅れ

ばせながら必ず出てくるのではないかという危惧は持っております。

ただ、病院の経営という意味では、例えば、これぐらいのお金が必要なので診療体制をこのように一気に変えようというような性質のものではございませんので、何とか病院内で切り詰められる部分はリアルタイムで切り詰めていきますけれども、最終的には何とか収支均衡、無理でも赤字を最小限に食い止めるべく、例えば、昨年度は知事会を通じて国の方に訴えていただいたりもしておりますけれども、公的な自治体病院の集まりとしての陳情というものも起こってくる可能性があるような御時世かと考えておりますので、やれることはやる。

もう一つ頭に置いていますことは、医療レベルを下げるために、例えば、人員削減の方にすぐ向くなど、それはできるだけ避けたいという思いは持っております。

岡野委員長 ありがとうございます。初めての委員会なので、大きなところで聞かせていただきました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

福崎委員外議員 改築事業費が約４億円ということで、これから多分老朽化して、いろいろなものが改築されるかと思いますが、県病は築何年になるのかということと、病室等も手狭等になってきていると思いますので、今後、将来的にはいつかの時点で建て替え等を考えないといけないというふうに思います。早いうちから計画を立てて段取りしていけないといけないと思いますので、現状を教えていただければと思います。

渋谷総務経営課長 正直言って、当院は古くなっています。途中、大規模改修をして、ある程度、基本的な設備は改修しました。しかし、古くなって、３０年近くたっております。

通常、建て替えというのは５０年ぐらいをめどに考えると思っています。あと１５年ぐらいをめどに、この病院の機能等を含めて、どうあ

るべきかを踏まえながらしていくと思います。
どうしてもあと15年を考えたときには、老朽化が進んでくる部分もありますので、そこは継続的に修繕というものはしていく必要があるか
と思います。はっきり言って、この15年をいかに維持しながら、そして、医療機能を維持しながら、改修等を含めながら対応していくといったところかと思っております。

福岡委員外議員 基礎が50年ということで、機能など医療技術は進化しておりますから、新しい先端医療を県病はこの大分県内で果たしていく役割があるはずなので、そういうものも含めて、15年ですけれども、これからかかる費用、そして、新築して建て替える部分の費用とを見比べながら、どこかで判断していくべきだと思います。建て替えることが決まって判断しても10年かかったりしますから、今のうちから考えていくべきではないかということを指摘しておきます。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、令和8年度行政組織及び重点事業等についてを終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをもって、病院局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

岡野委員長 これより、生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔岡野委員長挨拶〕

岡野委員長 それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

岡野委員長 なお、本日は都合により、元吉委員が欠席しております。

また、本日は、委員外議員として福岡議員に出席いただいております。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の仙川副主幹です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤主事です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

岡野委員長 それでは、生活環境部関係の令和8年度行政組織及び重点事業等について、説明願います。

なお、説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔・明瞭にお願いいたします。

井下生活環境部長 それでは、生活環境部の令和8年度行政組織及び重点事業等について、御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

1組織についてでございます。本庁は、防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの8課4室、地方機関は、右側に記載されておりますとおり、衛生環境研究センターなど五つの所属で構成されております。

職員につきましては、2職員数です。今年の4月1日現在、本庁・地方機関を合わせて、全体で252名となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

令和8年度生活環境部当初予算について、御説明申し上げます。当初予算の総額は、表の左から2列目、8年度当初予算額（A）欄の一番下、77億3,183万円でございます。その右横の7年度当初予算額（B）欄の合計額と比較いたしますと、額にして15億8,266万6千円の減、率では17.0%の減となっております。これは、防災ヘリコプターの更新等による事業費の減が主な要因となっております。

続きまして、予算のポイントについて、説明いたします。

まず、1安心分野でございます。

（1）災害に強い県土づくりと危機管理の強

化におきましては、地震被害想定の普及啓発や水道管路更新優先順位の見える化等に先端技術を活用して取り組んでまいります。また、大規模林野火災に対応できるように、消防力の強化も図ってまいります。

それから、（２）持続可能な環境づくりの推進でございます。中小企業等の脱炭素化、あるいは廃棄物の高度選別への支援等を行うとともに、阿蘇くじゅう国立公園におけます滞在型利用についても推進いたします。

続いて、（３）多様性を認め、互いに支えあう社会の構築では、インターネット上の人権侵害に関する啓発の強化やひきこもりの方への社会参加を後押ししてまいります。

続いて、（４）誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進におきましては、特殊詐欺被害、あるいは交通事故の防止対策のほか、食品取扱業者の衛生管理の向上、獣医師の確保等に向けて、取組を進めてまいります。

続いて、２元気分野についてでございます。

（１）誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会づくりでは、女性の継続就業に向けた企業への支援や次世代の意識醸成を図ってまいります。

私からの説明は以上でございます。引き続き、それぞれの担当課室長から重点事業等について、御説明を申し上げます。

今井生活環境企画課長 資料の４ページを御覧ください。

生活環境企画課関係について、御説明いたします。

１組織、事務分掌ですが、本庁・地方機関を含めた職員数は５６名で、本庁では、部の総合企画、組織・定数の管理、人事・予算の総括等に加えて、交通安全対策や青少年の健全育成などに取り組んでいきます。地方機関の衛生環境研究センターでは、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究等を行っております。

次に、２重点事業でございます。

（１）優しいマナーと思いやりの運転県おおいた推進事業２，３５８万１千円です。交通事

故の抑止と被害の軽減を目的に、これまで行ってまいりました自転車利用時のヘルメット着用、身体機能の変化や天候、道路状況に応じた安全運転の周知に加えて、今年度から新たに、多くの高齢者が利用する薬局を通じて反射材付きリストバンドを配布するほか、交通安全推進宣言企業の登録制度を創設するなど、官民が協働して交通事故防止対策を推進する体制を構築してまいります。

次に、（２）青少年等自立支援対策推進事業７，９７１万３千円です。この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に困難を抱える当事者及びその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所や子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センターの運営等を行うものです。本年度は、市町村と連携して、全県一斉のひきこもり実態把握調査を実施するとともに、社会参加支援員を１名増員し、支援体制を一層充実させ、自立を促進してまいります。**師藤協働・共助推進室長** 資料の５ページを御覧ください。

協働・共助推進室関係について、御説明いたします。

１組織、事務分掌ですが、職員数は７名で、主な事務として、ＮＰＯ等と連携した県民活動の推進に関すること、避難所の運営支援等に取り組みます。

次に、２重点事業です。

まず、（１）ふるさと創生ＮＰＯ活動応援事業２，６６０万７千円です。この事業は、ＮＰＯの人材育成や活動の支援、活性化を図るため、おおいたボランティア・ＮＰＯセンターの運営を公益財団法人おおいた共創基金に委託し、相談対応やアドバイザーの派遣、広報活動など、ＮＰＯが多様な主体と連携し、地域の課題解決に取り組む活動を支援するものです。加えて、災害時において県外から応援に駆け付ける災害専門ボランティアの受入れを調整する災害中間支援組織の育成支援や、災害時に想定されるニーズに県内のＮＰＯ等が対応できるスキルを身に付ける研修を開催いたします。

次に、（２）避難所運営体制強化事業４３０

万円です。この事業は、避難生活における良好な生活環境の実現を図るため、避難所でのルール作りや困りごとに関する助言等、避難所運営を支援する避難所運営コーディネーターの養成や、避難所運営における市町村との連携強化に向けた検討会を開催するものです。

大平環境政策課長 資料の6ページを御覧ください。

環境政策課関係について、説明いたします。

1 組織、事務分掌ですが、職員数は11名で、主な事務として、環境政策や環境に関する県民運動グリーンアップおおいた、環境教育、脱炭素社会の推進などに取り組んでいます。

次に、2重点事業です。

まず、(1) グリーンアップおおいた推進事業2,845万4千円です。この事業は、グリーンアップおおいたを県民総参加で推進するため、環境啓発イベントや環境教育に関する事業を実施するほか、本年度は新たに、公共交通機関の利用促進やテレワークの推進などを通じて、移動や通勤に伴うCO₂の排出抑制を図るスマートムーブキャンペーンを展開するものです。

次に、(2) おおいたグリーン事業者認証推進事業8,415万円です。この事業は、脱炭素等に取り組む県内事業者の企業価値向上を図るため、脱炭素・脱プラスチックに取り組む事業者を県が認証し、その取組を支援するものがあります。本年度は新たに、金融機関や支援機関等と連携したコンソーシアムの設立や、アドバイザー派遣により、専門的な助言からCO₂削減効果の高い設備導入までを一体的に提供し、中小企業の脱炭素化を支援するものです。

河部自然保護推進室長 資料の7ページを御覧ください。

自然保護推進室関係について、説明します。

1 組織、事務分掌ですが、職員数は12名で、主な事務として、生物多様性に関すること、自然保護に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパーク・ユネスコエコパークの推進に関することなどに取り組んでいます。

次に、2重点事業です。

まず、(1) 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロ

ジェクト推進事業3,042万3千円です。この事業は、阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク地域の避暑地としての魅力をいかして、滞在型利用を推進するものです。本年度は、テレビCMやWEB広告等の情報発信や海外事業者向けの滞在型アクティビティ体験会を開催します。

次に、(2) 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費1,478万6千円です。この事業は、ユネスコエコパーク地域の環境保全や自然と共生した地域振興を図るため、海外向け情報発信等を行うほか、本年度は新たに、ツール・ド・九州への出展や案内看板増設への助成等を行います。

岩下県民生活・男女共同参画課長 資料の8ページを御覧ください。

県民生活・男女共同参画課関係について、御説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は19名で、地方機関である大分県消費生活・男女共同参画プラザの職員が兼務しております。主な事務として、男女共同参画社会づくりのほか、消費者行政に関すること、犯罪被害者等への支援などに取り組んでおります。

次に、2重点事業でございます。

まず、(1) 女性が輝くおおいたづくり推進事業4,633万4千円です。この事業は、女性に選ばれる魅力的な職場づくりを促進するため、経済団体等と連携しながら、女性の活躍推進に取り組むものです。具体的には、企業経営者や女性従業員を対象に、女性が働きやすくキャリアも築ける環境づくりのための実践的なセミナーの開催、職場環境の改善に取り組むおおいたキャリアール認証企業への支援などを行います。また、地域における意識醸成を図るため、こどもや地域住民を対象としたワークショップを開催いたします。

次に、(2) 消費生活安全・安心推進事業3,374万3千円です。この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、トラブルに遭遇した際に消費者自らが情報を入手できるよう、県による消費生活関連情報を一元化した

HPを構築するほか、消費者被害の未然防止に向けた年代別のSNS広告や出前講座の実施など、相談体制の充実やライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進するものでございます。**宇都宮食品・生活衛生課長** 資料の9ページを御覧ください。

食品・生活衛生課関係について、説明します。

1組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は19名で、主な事務として、食品の安全・安心の確保、食育の推進、動物愛護及び旅館業等の衛生対策などに取り組んでいます。地方機関は動物愛護センター及び食肉衛生検査所を所管しており、職員数は合わせて32名です。

動物愛護センターは、大分市と共同で運営しており、職員数14名のうち、大分市の職員が8名併任しています。ボランティアと協働し、犬・猫の譲渡会や動物愛護教育を実施しています。

また、食肉衛生検査所では、県民に対し安全・安心な食肉を提供するための衛生検査を実施するほか、米国等海外への食肉輸出対応を行っています。

次に、2重点事業を説明します。

まず、(1)動物愛護協働推進事業2,689万4千円です。この事業は、動物愛護精神のかん養を図り、犬猫の殺処分数を減少させるため、動物愛護センターでの不妊去勢手術や市町村が行う手術費助成事業の補助を行います。また、本年度は新たに、クラウドファンディングを活用し、多頭飼育動物の救済や犬猫の譲渡促進などに積極的に取り組むボランティア団体等への支援を行います。

次に、(2)食の安全・安心推進事業3,325万1千円です。この事業は、HACCP(ハサップ)による衛生管理の導入・定着に向けた事業者の支援のほか、消費者等を対象とした講習会の開催など、食の安全・安心を確保してまいります。また、本年度は新たに、小規模な食品取扱事業者を対象に、衛生設備の整備に対する補助を実施します。

橋本環境保全課長 資料の10ページを御覧ください。

環境保全課関係について、説明します。

1組織、事務分掌ですが、職員数は14名で、主な事務として、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道施設の整備及び環境影響評価に係る事務などに取り組んでいます。

次に、2重点事業です。

まず、(1)AI等を活用した水道管路診断事業8,525万円です。この事業は、市町村による水道管路の効率的な維持管理や事故を未然に防止するため、経過年数等の管路情報や土壌などの環境データをAIで解析し、管路の劣化状況や漏水リスクを詳細に予測するものです。判定結果から、水道管路の更新や修繕の優先度の見える化を行います。これにより、大規模災害に備えた計画的な管路更新工事の一助となるように市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、(2)大気環境監視推進事業1,290万6千円です。この事業は、大気汚染防止法に基づく常時監視体制を適切に維持するための測定機器の更新等を行うとともに、アスベスト飛散防止対策を行うものです。本年度は、別府青山中学校にある大気環境測定局の更新に向けた準備のほか、優良な解体業者の育成を図るため、一定の知識を有する技術者のスキルアップのための講習費用の補助を新設します。講習受講者が所属する事業者について、県HPで紹介し、解体工事等にあたって、県民が選びやすい環境を整備します。

北村循環社会推進課長 資料の11ページを御覧ください。

循環社会推進課関係について、御説明いたします。

1組織、事務分掌ですが、職員数は13名で、主な事務として、廃棄物の減量化・再資源化、適正処理の推進、不法投棄の防止、PCB廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収・処理への支援等を行っております。

次に、2重点事業です。

まず、(1)循環社会構築加速化事業9,671万円です。この事業は、循環型社会の形成

に向けて、廃棄物の減量・再資源化を促進するため、優良産廃処理業者の育成や取組の支援を行うものです。令和8年度は、産業廃棄物の高度な選別処理設備や分別用コンテナの導入及び電動トラックの整備に取り組む事業者を支援します。また、SNS等を活用した静脈産業の社会的意義や魅力の発信を行い、担い手確保を図ります。

次に、(2) 浄化槽適正維持管理推進事業850万9千円です。この事業は、県民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の法定検査受検率向上に向けた普及啓発等を行い、適正な維持管理を推進するものでございます。令和8年度は、これまでの作業で所在が確認できなかった浄化槽の確認作業を行うとともに、引き続き法定検査未受検者への文書指導のほか、チラシやテレビCM等を活用した広報啓発を行うことにより、法定検査受検率向上に取り組めます。

新田審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長
資料の12ページを御覧ください。

人権尊重・部落差別解消推進課関係について、御説明いたします。

1 組織、事務分掌ですが、職員数は11名で、主な事務として、部落差別問題や女性、障がい者、外国人、性的少数者など、様々な人権課題について、人権尊重社会の確立を目指し、各種施策を展開しております。

次に、2 重点事業でございます。

まず、(1) 人権施策推進事業1,891万円でございます。この事業は、人権を尊重する社会の確立を目指し、県条例に基づく施策を総合的に推進するものでございます。本年度は、性的少数者への理解促進のため、パートナーシップ宣誓制度の周知や講演会等を行うほか、新たな取組として、インターネット上の人権侵害防止に向けた啓発用ショート動画をSNS広告等で配信するなど、県民の人権意識の醸成に取り組んでまいります。

次に、(2) 人権啓発推進事業1,565万2千円です。この事業は、県民に人権の尊重を日常生活の中で考え実践してもらうため、様々な手法や媒体により、人権教育・啓発を推進す

るものでございます。本年度は、差別をなくす運動月間や人権週間に合わせて実施する県民講座や人権啓発フェスティバル等を通じ、県民一人一人が人権を自分ごととして捉え、自らの行動変容につながるような効果的な啓発を推進してまいります。

山口防災対策企画課長 資料の13ページを御覧ください。

防災対策企画課関係について、御説明します。

1 組織、事務分掌ですが、防災局長、防災危機管理監を除いた職員数は16名で、主な事務として、県地域防災計画に基づき、自然災害から県民の生命・身体・財産を守るための防災・減災に関する施策を推進しています。また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応を行っております。

次に、2 重点事業です。

まず、(1) 被害認定調査等デジタル化事業4,200万円です。この事業は、被災者の早期生活再建を図るため、住宅の被害認定調査のデジタル化に対応した被災者台帳システムを一括発注し、市町村が迅速に罹災証明書を発行できる環境を整備するものでございます。これにより、被害状況の把握から生活再建支援まで、円滑に進めてまいります。

次に、(2) 防災行動定着促進事業3,267万1千円です。この事業は、県民の防災意識の醸成や避難行動等の定着を図るため、啓発活動を行うものでございます。本年度は、発災時の逃げ遅れ等を防止するため、家具の固定や通電火災を防ぐための感震ブレーカーの取付けなど、普及啓発に取り組めます。

また、今年度中に公開予定の新たな地震被害想定を自分事として県民に分かりやすく提供するため、生成AIを活用したツールを開発し、さらなる防災意識の向上を図ります。

岩屋危機管理室長 資料の14ページを御覧ください。

危機管理室関係について、説明します。

1 組織、事務分掌ですが、職員数は9名で、主な事務として、国民保護対策や原子力災害対

策、大規模火災、事故等の危機管理事案の対応及び防災行政無線に関することを行っております。

次に、2重点事業です。

まず、(1) 防災情報通信システム更新事業費7億7,401万7千円です。この事業は、大規模災害時における情報収集・伝達手段を確保するために整備した防災情報通信システムの老朽化等に伴い更新を行うものです。令和4年度から順次更新しており、今年度は、既設の高所カメラの更新に併せ、沿岸部や離島、石油コンビナート周辺など、7か所にカメラを増設します。

次に、(2) 国民保護対策事業1,006万1千円です。この事業は、万が一、武力攻撃やテロ攻撃等が発生した場合、国民保護法に基づき、県民の避難や避難住民等の救援など、国民保護措置を迅速に実施できるよう、体制を整備するものです。本年度は、令和6年度から検討を進めている沖縄県先島諸島からの避難住民等の受入れを想定した実動訓練を実施いたします。

渡辺消防保安室長 資料の15ページを御覧ください。

消防保安室関係について、御説明いたします。

1組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は、豊後大野市の県央飛行場に常駐しております防災航空隊を含めまして21名で、主な事務として、消防に関する市町村相互の連絡調整をはじめ、火薬類の取締り、高圧ガスの保安、石油コンビナートの防災に関する業務などを行っております。地方機関は大分県消防学校を所管しております。県内の消防職員・消防団員・消防関係者の教育訓練を行っております。

次に、2重点事業です。

まず、(1) 防災航空隊機能強化事業1億4,972万1千円です。この事業は、近年多発しております大規模な林野火災をはじめとする様々な火災に対応し、効果的な消火活動を実施できる体制を構築することを目的として、防災ヘリコプターの消防能力を強化するために、消火タンク等を整備するものでございます。

次に、(2) 高機能消防指令センター共同整備支援事業1億444万9千円です。この事業は、災害・活動情報の一元管理や相互応援の迅速化による消防力の維持・強化のため、高機能消防指令センターの共同整備及び維持管理を支援するものでございます。

以上で、令和8年度行政組織及び重点事業等についての説明を終わります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

玉田委員 多くて、どれをどう質疑すればいいながら、一つだけ。危機管理室の関係で、国民保護対策事業で、さきほどの説明の中で、武力攻撃事態等を想定した避難、救援等の実動訓練、沖縄県とのあれをやるということですけども、石垣島から福岡県の方に来て、福岡県から大分県の方という、空路と陸送も含めてのあれですけども、どういうレベルで訓練を実施されるか教えてください。

岩屋危機管理室長 今回の訓練ですけども、さきほど言いました福岡空港からバスで大分まで来まして、大分の五つの市町村で受入れをしますけども、そこで受入れをするところで、来た町民の方がどこのホテルに行きますという形で振り分けをしますけども、その部分がどのくらい時間がかかるか、こういったところをチェックするかとかいう形で、実際、受入れの一時集約所というところがありますけれども、その運営の訓練というのをしてみようかというふうに考えているところです。

玉田委員 実際に石垣島の方が来るのではなくて、大分県内での振り分けなど、そういう訓練をされるということですね。（「はい」と言う者あり）分かりました。

澤田委員 9ページの動物愛護関係ですけども、すみません、ここでもいいのかどうか分からないですけども、防災関係に含まれるかもしれないですけども、例の佐賀県大火のときに、避難される方がペットを飼っていたら、要は市営住宅に今度入ることになったときに、結局、その市営住宅にペットは入れない

ということで、そこでかなりすったもんだがあったと聞いているのですけれども、こういった場合、例えば、今後、南海トラフ地震などがあった場合、ペットを飼っていた方が被災されて、仮設住宅の段階ならまだいいとは思いますが、県営住宅など、そういったところに入ろうとした際に、飼っていらっしゃるペットをどう対応していくのかなどは、動物愛護など、そういった関連で何か検討しているのか。そういうのがもし情報があれば、教えていただければと思います。

宇都宮食品・生活衛生課長 大分県では、災害に備えて、被災動物救護対策指針というものを策定しております。それによりますと、まず、平常時から動物を飼っている方々は災害が起きたときにどうするか、預け先などを決めておくなどというようなことを進めております。実際にそういった事態になった場合は、獣医師会等と連携して、動物病院で一部預かっていただく、また、ボランティアに預かっていただくような対策をするように考えております。

澤田委員 それは、ホームページか何かで見たら分かるようなものですかね。情報はこういった形で提供しているのか、お聞きできればと思います。

宇都宮食品・生活衛生課長 被災動物救護対策指針につきましては、ホームページに公開しております。ボランティアの方々には、動物愛護推進員研修会などでこういったものがあるということを伝えており、いざというときにはお手伝いいただくようお願いしております。

佐藤委員 自転車の安全運転の周知の関係です。4月から、どこでも混乱していると思います。実際、どちらが正しいのか私もよく分からないところがあったりしますが、警察の方は基本的には指導していくという形にはなりますが、ここでは具体的にどういう形での周知を考えているのか。

そして、多分細かい点に質問があると思います。このときは大丈夫か、これは大丈夫ではないのか、これなら捕まるのかなど、その辺についての指導というのは警察でしょうけれども、

生活環境部の方でどう考えているのか、教えてください。

今井生活環境企画課長 今年の4月から自転車の違反で、いわゆる青切符が導入されるということで、これは今までの基本的な自転車のルールが変わったわけではなくて、取締りが強化されたということです。

具体的には、取締りの対象としましては、16歳以上の方で、走行中にスマホをいじりながら走行する、妨害運転をするなど、そういうことをすると青切符を切られるということです。警察の方ともいろいろと調整、連絡等しますが、聞くとところによると、歩道を走る、例えば、無灯火で走行するというのは、一旦注意・警告ということで、それが繰り返されるようなことになると、青切符を切るということにすると聞いております。ただし、これが周知されていないというか、伝わっていないということもありますので、いろいろな講習の機会など、学校現場に行って講習する機会などもありますので、そういう機会を捉えまして、周知啓発に努めていきたいと考えています。

いずれにしても、警察等と連携しながら、しないといけないことと考えておりますので、生活環境部としてもしっかりと取り組んでいきたいと思います。

佐藤委員 これまでと変わっていないというのは多分そうだと思いますけれども、基本的なところがそもそも理解していないという気がします。

自転車は左側通行ですよね。これは、歩道上でもそうですかという話です。歩道を走るときに、進行方向の左側の歩道を走るのは悪いのか、右側の歩道を走るとアウトなのか、そういうところから多分よく分かっていないです。

警察も含めて、その辺のところからの指導方、またよろしくをお願いします。

今井生活環境企画課長 私も4月に来たばかりですけれども（笑う者あり）、私もよく理解しておらず、その辺は一緒に勉強したいと思っております。

基本的には歩道を走れない、車道を走るのが原則ということ。左側通行も原則ですけれども、

なかなかそれが徹底されていないということもありますので、我々としても警察と一緒に啓発に努めていきたいと思います。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

守永委員 いろいろと生活に関わるものが集中しているので、どれに特定してというのは難しいのですが、1点だけ取組の状況を知りたいです。

水道事業については、土木建築部で取り扱う部分と、農林水産部で取り扱う事業と、事業に区分するといろいろありますけれども、それを相対的に生活環境部の中で把握・調整していると考えていいのか。水道の事業の取組方について、生活環境部としてどのようにしているのかというのを教えていただければよろしいでしょうか。

橋本環境保全課長 他の部局にも関わることがありますけれども、その辺は庁内で連携を取りながらしております。大概の部分は、生活環境部で助成や補助などという事業を行っているのが実態だと思います。

守永委員 よく県民の皆様から質問されて、どこに問うのが一番いいのかと悩むときがありますけれども、是非、生活環境部の方で、水道に関してはワンストップでまず受け止めて、関連する部局と調整しながら、様々な情報提供ができるようにしていただけると、生活環境部ですと案内できるので、そういう連携の在り方を努めていただければと思います。よろしくをお願いします。

橋本環境保全課長 できるだけこちらで受け止めて、調整を取りたいと思っております。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

玉田委員 来年度から排出量取引が本格化するということで、今年度、そのベースになるデータを企業から集めるということで、年間CO₂の排出量が10万トン以上の企業について、今年、数値を把握するということになっていきますけれども、大体、県にどれくらい影響があるのか、それから、今年度の県の関与の在り方、それについて、教えてください。

大平環境政策課長 排出量取引の件については、

大企業が一応対象ということになっておりまして、まだ具体的な数値などは把握しておりません。

今年度、削減するためということで、県内、特に中小企業の方にもしっかりと周知をしていこうということで、コンソーシアムということで、産業界にしっかりと関与してもらおうということで、県内の金融機関、商工団体、産業界からは商工観光労働部が持っておりますいろいろな企業会や健康連など、そういったところに協力していただきながら、しっかりと皆と連携し、どういう形で取り組んでいけばいいのかということを情報共有しながら、対策を取っていくという方向を考えております。

玉田委員 一応数値としては年間10万トン以上というところが出ていますけれども、まだ県内の企業がどれぐらい出しているかというところは把握されていないという、そういうことです。

大平環境政策課長 今のところ、数字は持ち合わせていないという状況です。（「ないのですね。分かりました」と言う者あり）

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

福崎委員外議員 まず、10ページ目の優良な解体等事業者の育成とありますけれども、優良な解体等事業者というのはどういうものを指すのか、勉強のために教えていただきたいというのが一つ。

11ページ目の浄化槽適正維持管理推進事業は大切なことですが、合併処理浄化槽の推進というのも大変重要ではないかと思いますが、そこら辺の県としての取組状況を教えていただければと思います。

13ページ目ですけれども、県は地震体験車を持っていますよね。これが余り活用されていないというふうなうわさも聞きますが、その活用状況について、教えていただければと思います。

北村循環社会推進課長 11ページの浄化槽で

す。その前の優良な解体等事業者というのは…
…（「優良解体等事業者というのは、どういうところを優良解体事業者というのか」と言う者あり）

岡野委員長 そちらは（「環境保全課」と言う者あり）（「すみません、うちも優良産廃処理業者というのが」と言う者あり）

それでは、先に北村循環社会推進課長。

北村循環社会推進課長 合併浄化槽の転換は、浄化槽の交付金の方を所管していますのが土木建築部の公園・生活排水課になり、そちらと連携して、転換の方も進めようとしているところ です。

当課の方は、維持管理の方の指導をしていますので、その中で、単独浄化槽の管理者の方には合併浄化槽への転換を指導しているところ でございます。

橋本環境保全課長 優良解体等事業者の育成と いうことについて、お答えいたします。

解体工事をするときには、アスベストの有無を調査する義務が設けられました。その調査は解体業者がほとんどしていますので、解体業者がすることになりますけれども、その中でも、団体の方で認定の制度が既にあります。その認定の制度を研修会等で取ってもらい、その認定事業者を増やすという事業であります。それによつて、解体等で適正な解体が行われるよう努めているというよう なものです。

山口防災対策企画課長 地震体験車の利用状況についてということです。

地震体験車は、大分市は独自に地震体験車を持っていますので、大分市以外の地域で利用させていただいています。大分市は大分市の自前のもの、それ以外の地域は県のものを使って啓発を行っているという状況です。

昨年度は、久しぶりに1万人をついに超えまして、年間の利用者数が伸びているような状況です。ここ数年では、コロナ以後では久しぶりに1万人を超えたという形になっています。主に小学校やイベント等で利用させていただいているというところ でございます。

福崎委員外議員 地震体験車については、小学

校などのイベントですけれども、地域の防災の方、そこの方に貸し出して、地域の中で体験していただくということが大切かと思ひます。

それと、大分市は1台持っていますが、ただ大分市も人気があり、もういっぱいです。例えば、県のこの地震体験車が空いていた場合は、大分市の方でも借りることができるのでしょうか。

山口防災対策企画課長 年間を通じて計画を立てておりまして、17の市町村で行き来しているようなところ でございます。

もちろん、その期間に空いていれば全く利用できないことはない、利用可能だと思ひています。例えば、ドームでイベントがあつたりしたときに貸出しをしたりしておりますので、大分市なのでできないというわけではないと思ひております。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、令和8年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部から、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いいたします。

今井生活環境企画課長 資料の16ページを御覧ください。

生活環境部における県計画等の策定・改定予定について、御説明いたします。

番号1の大分県国民保護計画につきましては、国民保護法に基づいて議会への報告を要する計画でござひます。昨年度末、国の指針が変更されましたので、それに併せて改訂を行うものでござひます。

番号2の第12次大分県交通安全計画は、現行計画が終期を迎えるため、次期計画の策定を行うものです。後ほど、計画案の概要について、御説明いたします。

番号3の大分県地域防災計画は、上位計画である国の計画の見直しがされましたので、県計画においても見直しを行うものでござひます。

今後、表右端にありますスケジュールに沿ひ

まして、作業を進めてまいります。適宜、その概要等を本委員会において、委員の皆様から御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

今井生活環境企画課長 資料１７ページを御覧ください。

第１２次大分県交通安全計画の策定について、御説明いたします。詳細の計画案につきましては、Side books（サイドブックス）に格納しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

まず始めに、１の現計画である第１１次計画の目標、達成状況についてですが、死者数３４人以下、重傷者数２２０人以下の目標値に対しまして、死者数は令和４年、５年、６年、重傷者数は令和６年に達成することができました。死亡事故の特徴といたしましては、死者の約６割が高齢者、約３割が歩行者で歩行中の死者のうち道路横断中が約７割となっております、こうした事故の抑止が課題と考えております。

２第１２次計画の位置づけ及び基本理念につきましては、現計画からの変更はございません。県独自のスローガンであります優しいマナーと思いやりの運転県おいたを引き続き使用する予定にしております。

次に、３計画の概要についてでございますが、計画期間は令和１２年度までの５年間とし、目標値は、国の目標も踏まえまして、令和１２年度までに死者数を２６人以下、重傷者数を１９２人以下に設定したいと考えております。

（３）重視すべき視点ですが、これまで行ってきた高年齢者やこどもの対策に加えまして、新たに外国人の交通安全対策の推進、そ

れから、キックボード等の小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進を追加した１０の視点を掲げております。

また、（４）交通安全対策の柱といたしまして、道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底など、八つの柱を掲げております。

（５）主な取組としましては、高齢者の事故抑止やドライバーの意識向上、歩行者の交通ルール遵守の徹底など、関係機関・団体と緊密に連携して、交通安全教育や広報啓発活動を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後に、４今後のスケジュールでございますが、今後行いますパブリックコメントの結果も踏まえまして、計画案の必要な修正を行いまして、６月中に交通安全対策会議に諮りまして、次回の常任委員会に報告させていただき、その後、公表したいと考えております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

福崎委員外議員 死者数、重傷者数ですが、歩行者が死者の約３割ですけれども、自転車事故による死者、自転車の方でこけて事故などで死者などというのがどのくらいか、分かれば教えていただきたいです。分からなければ、後でいいです。

今井生活環境企画課長 すみません、後でお持ちいたします。

岡野委員長 よろしいでしょうか。（「大丈夫です」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、③の報告をお願いいたします。

今井生活環境企画課長 資料１８ページを御覧ください。

大分県ひきこもり実態把握調査について、御説明いたします。

令和７年１月にひきこもり支援に関する国の

新指針が示されまして、支援対象が本人から本人及びその家族に拡充されました。期間も6か月からその期間は問わないと変更されたところでございます。

この新たな基準に基づきまして、改めて実態調査を行い、ひきこもりの当事者に加えて、家族の実数と支援ニーズを把握し、市町村が行う支援の充実につなげたいと考えております。

市町村関係部署、家族会の情報で重複確認を行うことで、正確な情報を把握したいと考えております。この際に、家族に接触することになりますので、今後必要となる支援ニーズも把握できると考えています。

調査対象は、年齢が概ね15歳から64歳までの社会的に孤立し孤独を感じている人や、生活上の困難を抱え、一定期間、家族を含む他者との交流が限定的な状態で支援を必要とする人としております。県で共通の調査票を作成いたしまして、市町村は民生委員など、県は家族会などにそれぞれ調査を行いまして、市町村の重複確認が終わった後にデータを統合いたしまして、報告書を作成する予定にしております。

3スケジュールのとおり、調査は6月から8月までに実施いたしまして、来年1月をめどに報告書を作成、公表は2月を予定しております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

澤田委員 ひきこもりの実態調査に関しては、まず、一つ目が民生委員に関しては、今年、改選期で替わっていますよね。新しい民生委員が、替わっていらっしゃる方が大体4割ぐらいいらっしゃるのではないかとはいえますけれども、果たしてその方々が本当に実態把握できるのかというのが一つあるのではないかと。という点。

私は以前、会社員時代に医療機器のメーカーだったので、自宅にお伺いして患者などに説明するといった仕事もあったのですが、そのときに、たまに明らかにひきこもりだという方が、お子さんがいらっしゃるなど、しかし、保護者の方たち、親は関わってくれるな、関与してくれるな、もういないんだという、そういう

った雰囲気すごかったです。それをこの前、介護関係の方とお話ししていたときに、介護事業者の方も同じ感覚を持っていたらっしゃって、介護関係者の方々がヘルパーで自宅に入ったときに、明らかに40代、50代の方がいらっしゃる。しかし、そういった方たちの話をすると、親が、余りその話はしないでくれという話を結構するそうです。

その介護関係者がおっしゃっていたのは、かなり実態は多いのではないかと。要は、触れてほしくない、社会的に恥ずかしい、これを知られたくないなど、そういう意識が働いている方も結構いらっしゃるのではないかと。ということで、国もそうで、市町村もそうですけれども、結局、実態調査をするときは、必ず民生委員や児童委員だけで調査をするのですけれども、地域の介護事業所、地域包括支援センター、そういったところにも調査票を投げてみると、ひょっとすれば、新しい方たちを発見できるのではないかと。という御意見もあったのですけれども。今回、難しいかもしれませんが、今後、そういう追加で調査をする、対象を広げるなど、そういうことというのは可能なのですか。そこら辺をお聞きできればと思います。

今井生活環境企画課長 今回の調査に関してですけれども、民生児童委員の方も改選もあるということもあり、成り手がなかなかない中で、また大きな仕事を強いるのかという御意見もあって、今回はそれに加えて、自治会の方にもお願いできればと考えていて、今、調整をしているところでございます。

それから、今回、民生委員等と地域を通じたルートと、あとは行政機関等を通じたルートでの調査も考えておりまして、その中には、例えば、市町村の相談窓口や福祉行政を携わる窓口など、そういうところから、例えば、介護事業所から情報を得るということもあろうかと思っておりますので、その辺の調査のやり方を今後工夫していきたいと思っています。

ただ、委員がおっしゃるとおり、世間体を気にして、なかなか表に出てこないのをどう把握していくかというのは課題ですけれども、なか

なか全数把握というのは難しいのかもしれませんが、その地域におけるひきこもりの数はいろいろな調査がありますので、それで推計値を出すなど、いろいろな工夫をしていきたいと思っております。

佐藤委員 今の話でさらに突っ込んで申し訳ないですけども、私は最近、すぐこの何日か後ぐらいに、民生児童委員との会合があるのですが、この調査というのは国からの調査ですか。そうではないですよ、県からですよ。それで、民生児童委員に調査を、あくまでも依頼と思えますけれども、要は、今おっしゃった意見と一緒にですけども、かなり厳しいです。そして、民生児童委員はそれだけでなくいろいろな面で厳しいのに、本当にもう成り手がなくなるのではないかというのをすごく心配しています。

神経細やかをお願いしていただきながら、対応方をお願いしたいと思えます。当然、市町村にも下りていく分であろうと思えますので、一緒に回るとは思えますけれども、実際はかなり難しいかと思っています。

今井生活環境企画課長 民生委員を通じた調査につきましては、確かに大変ということもお聞きしておりますので、できるだけ戸別訪問をするような形ではなくて、現状で把握している数をお知らせしていただくというやり方がいいのかと考えております。これから、調査のやり方を市町村とも協議しますので、御意見は踏まえて対応したいと考えております。

さきほどの自転車の件もよろしいですか。

岡野委員長 どうぞ。

今井生活環境企画課長 自転車の死亡の数が分かりました。令和7年度は41人のうち3名が自転車事故によるものということでございます。

守永委員 さきほどのひきこもりの実態把握の関係で、結局、どれだけの数をつかんでいるかということを知照にかけて全体を把握すること、大方の数字というのはつかめるのでしょうけれども、実態把握ということからすると、どうしてもそれで十分な対応策が取れるのかというのが気になるのですが、その辺、戸別に実態調査をしつつというのは非常にシビアな

ことで、調査に当たる人がどういう人が当たってもらうのがいいのかというのは分からないということもなかなか課題だろうと思えますけれども。

その前に、私が疑問に思って聞きたいと思っていたのが、実態把握をしながら、もし虐待事案に遭遇したときに、どのように対処するのかというのを聞こうと思っていたのですけれども、それから少し様子が違うので、そこまで考えていないかもしれませんが、そういったものをもし考えていたら、どういう対応をされる予定だったのか、教えていただきたいのですけれども。

今井生活環境企画課長 この調査で、我々としては、全数把握というのはなかなか難しいと考えておまして、数の把握、今回基準が変わったということで、御本人だけではなくて、その御家族がどれぐらいいるのかということも調査の対象にもしております。

もう一つの目的としては、この当事者並びに家族の方から、どういった支援が必要なのか、要は、支援につながっていない人からこのような支援があれば利用するのにというような御意見を吸い上げる機会でもあると考えておりますので、そういった御意見を踏まえて、今後の支援策にいかしていきたいと思っております。

虐待事案につきましては、今、想定していなかったもので、検討させていただきたいと思えます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをもって、生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

岡野委員長 これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔岡野委員長挨拶〕

岡野委員長 それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

岡野委員長 なお、本日は都合により、元吉委員が欠席しております。

また、本日は、委員外議員として福崎議員に出席いただいております。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の仙川副主幹です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤主事です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

岡野委員長 それでは、福祉保健部関係の令和8年度行政組織及び重点事業等について、説明願います。

なお、説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔・明瞭をお願いいたします。

首藤福祉保健部長 それでは、私から福祉保健部の組織及び予算の総括的事項について、御説明いたします。

資料は2ページを御覧ください。

初めに、令和8年度福祉保健部の組織等につきましてです。図の左下の方にございますように、こども政策局長を設置しており、こども政策局長はこども未来政策課とこども・家庭支援課を所管し、こども政策全体のマネジメント機能の強化を図るために新たに設置したものです。あわせて、障害福祉課から障害児支援業務を移管いたしまして、障がいの有無にかかわらず、こどもに関する施策を一元化することで、切れ目のない支援体制を確保するものです。

また、こども・女性相談支援センターにつき

ましては、児童虐待対応力の一層の向上を図るため、児童相談所の児童福祉司等を10名増員いたしましたほか、対応件数が最も多い大分市を管轄いたします大分支所につきまして、相談支援課を4班に拡充し、次長を2名体制としております。

以上によりまして、福祉保健部は、本庁が福祉保健企画課からこども・家庭支援課までの1局8課3室、地方機関が保健所やこども・女性相談支援センターなど16か所となっており、構成されております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

（2）職員数につきましてですが、本庁が251人、地方機関が471人の計722人となっており、前年度と比較しますと、29人の増となっております。このほか、会計年度任用職員215人を任用しております。

その下、（3）県立施設につきましては、大分県社会福祉介護研修センターなど四つの施設について、指定管理者制度により、運営しております。

次に、4ページをお願いいたします。

今年度の福祉保健部予算についてです。

始めに、（1）一般会計の総額ですが、表の左側、赤枠のところですが、1,159億7,651万6千円です。これを7年度当初予算額と比較しますと、右の方のですが、10億3,295万4千円、率にしますと0.9%の増加となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

（2）特別会計です。

福祉保健部が所管いたします国民健康保険事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計等につきましては、予算額（A）の計欄にありますとおり、1,093億9,415万3千円を計上しております。

私からは以上です。具体的な事業の内容等につきましては、引き続き担当課室長から御説明いたします。

高木福祉保健企画課長 6ページを御覧ください。

福祉保健企画課関係について、御説明申し上げ

げます。

1 組織、事務分掌についてですが、当課は総務班以下4班で構成され、職員数は部長、理事などを含め、計31名であり、所管する事務は（1）部に係る行政の総合企画及び調整に関することなどでございます。

次に、7ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。

当課の令和8年度当初予算額は、保護・監査指導室分を含め、左から2列目の（A）欄にありますように、33億3,160万9千円であり、前年度と比較しますと、一番右端の前年度対比欄にありますとおり、4,064万4千円、1.2%の減となっております。

続いて、3重点事業でございます。

災害時要配慮者支援強化事業費2,705万9千円です。この事業は、事業概要欄の一つ目の二重マルで、災害時要配慮者支援コーディネーターを配置し、市町村が行う個別避難計画の作成支援等に加え、福祉避難所の開設運営への助言指導・調整等を行うことにより、個別避難計画の実効性の確保を後押しします。

また、二つ目の二重マル、福祉避難所連携体制強化として、事業所間の職員派遣や入所者の相互受入れなどに取り組む社会福祉施設等に助成します。

川邊保護・監査指導室長 8ページを御覧ください。

保護・監査指導室関係について、説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当室は保護班以下4班で構成され、職員数は16名であり、所管する事務は（1）生活保護法の施行に関することなどでございます。

次に、9ページをお開きください。

2 重点事業についてです。

生活保護費12億8,022万2千円です。この事業は、生活に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障し、その自立を支援するものです。一つ目の二重マル、扶助費では、県が実施主体となる4町村の保護費を支弁するとともに、二つ目の二重マルでは、居住地がない又は明ら

かでない被保護者について、市の支弁額の4分の1を負担するものです。

大原医療政策課長 10ページを御覧ください。

医療政策課関係について、説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当課は医務班以下5班で構成され、職員数は県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師等を含め53名です。所管する事務は、（2）医療法の施行に関することなどでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。

当課の令和8年度当初予算額は、薬務室分を含め、70億8,647万円であり、前年度と比較し、3億3,073万5千円、4.9%の増となっています。

次に、3重点事業についてです。

まず、1医療機関医師等支援事業費2億6,874万4千円です。この事業は、質の高い医療人材を確保するため、医療機関の勤務環境の改善等を支援するものです。今年度から新たに、二つ目の二重マル、勤務環境改善医師派遣等推進事業により、時間外・休日の労働時間が年間720時間を超える医師がいる医療機関へ医師を派遣する医療機関に対し、派遣に係る逸失利益を補填します。

次に、2訪問看護強化事業費2,756万3千円です。この事業は、在宅療養ニーズの増加に対応するため、訪問看護提供体制の充実を図るとともに、訪問看護人材の確保を行うものです。今年度は新たに一つ目の二重マルにあります訪問看護総合支援センターを設置し、医療機関と訪問看護ステーション間の連携を図るとともに、各圏域において訪問看護サービスの質の向上に向けた人材育成を推進します。

荒金薬務室長 12ページを御覧ください。

薬務室関係について、御説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当室の職員数は8名であり、所管する事務は（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関することなどとなっております。

次に、13ページを御覧ください。

2 重点事業についてです。

薬剤師確保対策事業費 2, 805 万 4 千円です。この事業は、県内の病院薬剤師不足の解消を図るため、一つ目の二重マル、病院薬剤師への奨学金返還支援補助事業では、病院が行う奨学金返還支援に対して、助成を行っております。二つ目の二重マル、薬剤師修学資金貸与制度では、薬学生に対し、将来、県内の対象病院で一定期間従事することを条件に返還免除となる修学資金の貸与を行うものです。

池邊健康政策・感染症対策課長 14 ページを御覧ください。

健康政策・感染症対策課関係について、御説明いたします。

1 組織、事務分掌についてですが、当課は地域保健企画班以下 3 班で構成され、職員数は 23 名、また、所管する地方機関として、6 保健所、3 保健部があり、その職員数は 250 名です。

所管する事務は、(1) 健康づくり対策及び感染症対策の総合企画及び調整に関することなどでございます。

続いて、15 ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。

当課の令和 8 年度当初予算額は、58 億 9, 606 万 4 千円であり、前年度と比較し、3 億 1, 581 万 4 千円、5.7% の増となっています。

次に、3 重点事業についてです。

臓器移植医療連携強化事業費 935 万 3 千円です。この事業は、脳死又は心停止下における臓器移植を推進するため、大分大学医学部に専任医師を配置して、医療機関での脳死の可能性のある患者の家族に対して、臓器提供を選択肢として提示することの徹底や脳死患者が発生した場合の相談体制を構築するなど、連携強化に取り組むものです。本事業により、令和 6 年度に 2 件、令和 7 年度に 2 件の臓器提供が実現しており、引き続き臓器提供件数の増加を目指してまいります。

大和県民健康増進課長 16 ページを御覧ください。

県民健康増進課関係について、説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当課は国保運営指導班以下 3 班で構成され、職員数は 23 名であり、所管する事務は (1) 国民健康保険事業の運営に関することなどでございます。

次に、17 ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。

当課の令和 8 年度当初予算額は、336 億 4, 716 万 7 千円であり、前年度と比較し、16 億 9, 954 万 8 千円、4.8% の減となっております。

3 重点事業についてです。

1 みんなで進める健康づくり事業費 6, 225 万円です。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりの意識向上に向けた県民運動などを展開するものです。二つ目の二重マル、おおいた食の環境整備事業では、モデルとなる社員食堂を選定し、表示や陳列の工夫により、健康でおいしい食事を選べる機会の拡充を図ります。

また、四つ目の二重マル、おおいた健康ポイントの推進では、健康アプリあるとっくの利用拡大に向け、観光施設と連携したスタンプラリーや、特定健診・がん検診・歯科検診の受診キャンペーンを実施します。

次に、18 ページを御覧ください。

2 脳卒中・心臓病等推進事業費 1, 163 万 7 千円です。この事業は、脳血管疾患や心疾患などの循環器病対策に取り組むため、一つ目の二重マルのとおり、脳卒中・心臓病等総合支援センターを大分大学附属病院に設置し、患者や家族等への相談支援や情報提供を行うとともに、県民への予防啓発、地域の医療機関等を対象とした研修会を実施することで、循環器病に対する包括的な支援体制の充実を図ります。

荻高齢者福祉課長 19 ページを御覧ください。

高齢者福祉課関係について、御説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当課は長寿・援護班以下 5 班で構成され、職員数は 29 名であり、所管する事務は (1) 老人福祉法の施行に関す

ることなどがございます。

次に、20ページを御覧ください。

2課・室の予算についてです。

当課の令和8年度当初予算額は、216億3,758万2千円であり、前年度と比較し、1億1,241万円、0.5%の増となっております。

次に、3重点事業についてです。

1介護現場革新推進事業費3億590万8千円です。この事業は、介護従事者の身体的・精神的負担を軽減し、業務効率化やサービスの質の向上を図るため、ノーリフティングケアや介護ロボット・ICTの導入など、介護現場革新に取り組む事業所を支援するものであり、三つ目の二重マル、介護DXサポートセンター設置事業では、事業者への様々な支援メニューを一括して適切につなぐワンストップ窓口を設置し、事業所の課題解決を後押ししてまいります。

次に、21ページを御覧ください。

2外国人介護人材確保対策事業費6,940万円です。この事業は、介護人材不足に対応し、質の高い外国人介護人材を確保するため、関係機関と連携して受入体制の整備等に取り組むものであり、三つ目の二重マルでは、インドネシアの看護学校に放課後日本語教室を創設するとともに、送出機関に県内事業所での就労を目指す大分クラスを創設し、優秀な外国人材の確保を図ってまいります。

また、六つ目の二重マルのポツの三つ目、外国人介護人材雇用緊急対策補助金では、県内事業所が外国人材を新規雇用する際に要する入国前費用や渡航費用などの経費を助成し、さらなる受入拡大に取り組みます。

下鶴障害福祉課長 22ページをお開きください。

障害福祉課関係について、御説明申し上げます。

1組織、事務分掌ですが、当課は管理・計画班以下3班で構成され、本庁の職員数は22名です。また、所管する地方機関は、ここらからの相談支援センター以下四つあり、その職員数は30名でございます。

所管する事務は、(1)身体障害者福祉法の施行に関することなどがございます。

次に、23ページを御覧ください。

2課・室の予算についてでございます。

当課の令和8年度当初予算額は、障害者社会参加推進室分を含め、162億307万8千円であり、前年度と比較し、28億2,303万8千円、14.8%の減となっております。これは組織改正に伴い、障がい児支援業務をこども・家庭支援課へ移管したことなどによるものです。

次に、3重点事業についてです。

障がい者福祉施設整備事業費2,737万5千円です。この事業は、障がい福祉サービスの充実を図るため、一つ目の二重マル、障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援では、従来からの支援に加え、今年度から、介護ロボットやICTを複数組み合わせ導入する障がい福祉サービス事業者等に対して、パッケージ型の導入支援を行います。

次に、24ページを御覧ください。

障がい福祉人材確保対策事業費1,515万1千円です。この事業は、障がい福祉施設等の人材を確保するため、二つ目の二重マルでは、障がい福祉事業所が外国人材を新規雇用する際に要する入国前費用や渡航費用などを助成する制度を新たに創設いたします。

また、三つ目の二重マルでは、介護テクノロジー等の活用による業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、研修会の開催や個別相談窓口を設置いたします。

二宮障害者社会参加推進室長 25ページを御覧ください。

障害者社会参加推進室関係について、説明申し上げます。

1組織、事務分掌ですが、当室は地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班以下2班で構成され、職員数は9名であり、所管する事務は(1)障がい者の雇用促進及び工賃向上に関することなどがございます。

次に、26ページを御覧ください。

2重点事業についてです。

1 障がい者就労環境づくり推進事業費 8, 850 万 3 千円です。この事業は、障がい者の希望や特性に沿った就労を促進するものであり、二つ目の二重マルでは、法定雇用率の対象となる企業が多い業種を中心に、作業の切り出し方などを説明する動画や冊子を制作し、企業の理解促進を図ります。

また、四つ目の二重マルでは、地域の企業が事業協同組合の算定特例を活用することにより、法定雇用率の達成を目指す新たな雇用モデルを構築します。

次に、27 ページを御覧ください。

2 障がい者芸術推進事業費 5, 248 万 6 千円です。この事業は、障がい者の芸術文化活動を推進するものであり、五つ目の二重マルのうち二つ目のポツ、商品化に向けた講座の開催では、就労継続支援事業所や企業等を対象に、障がい者アートを活用した商品づくりを促進するための講座等を実施します。

三つ目のポツでは、商品開発を検討する企業に対し、試作等に要する経費の一部を助成します。

四つ目のポツでは、ふるさと納税サイトや県公式オンラインショップを活用し、障がい者アート作品や関連グッズの販売促進を図ります。

吉村こども未来政策課長 28 ページを御覧ください。

こども未来政策課関係について、御説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当課はこども政策班以下 4 班で構成され、職員数は 21 名であり、所管する事務は（1）こども政策の総合企画及び調整に関することなどでございます。

次に、29 ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。当課の令和 8 年度当初予算額は、173 億 2, 005 万 5 千円であり、前年度と比較し、3 億 8, 391 万 1 千円、率にすると 2.3% の増となっています。

続いて、3 重点事業についてです。

1 おおいた出会い応援事業費 6, 726 万 5 千円です。この事業は、結婚を希望する方を後

押しするため、出会いサポートセンターの運営をはじめ、県内各地における出会いの場づくりを行うものであり、二つ目の二重マル、関係団体と連携した婚活イベント開催では、知事公舎での開催を 2 回に増やすとともに、ハーモニーランドでも実施いたします。また、県内各地の団体が主催するイベント費用を助成します。

次に、30 ページを御覧ください。

2 保育環境向上支援事業費 2 億 6, 074 万 9 千円です。この事業は、保育人材の確保と職場定着を図るため、保育補助者等の配置や ICT の活用などによる保育現場の働き方改革に取り組む保育所等を支援するものです。

また、二つ目の二重マルにある保育士・保育所支援センターによる就職支援については、今年度、中高生を対象とした保育士の魅力発信強化に取り組むほか、センターの支援対象を幼稚園や放課後児童クラブ、児童養護施設にも拡大いたします。

森こども・家庭支援課長 31 ページを御覧ください。

こども・家庭支援課関係について、御説明申し上げます。

1 組織、事務分掌ですが、当課は家庭支援班、こども育成支援班に加え、障害児支援班を新設し、3 班で構成され、職員数は 16 名です。また、所管する地方機関は、二豊学園以下 6 機関あり、その職員数は 191 名です。

所管する事務は、（1）児童福祉法の施行に関することなどでございます。

次に、32 ページを御覧ください。

2 課・室の予算についてです。

当課の令和 8 年度当初予算額は、108 億 5, 449 万 1 千円であり、前年度と比較し、44 億 5, 331 万 4 千円、69.6% の増となっています。

次に、3 重点事業についてです。

1 家庭養護推進事業費 1 億 1, 314 万 6 千円です。この事業は、社会的養護が必要な児童を家庭的な環境で養育する里親委託をさらに推進するため、一つ目の二重マルのとおり、里親支援センターを設置し、里親のリクルートから

委託児童の自立支援まで切れ目ない支援を包括的に実施いたします。

また、三つ目の二重マルでは、乳幼児の緊急一時保護を受ける里親をあらかじめ確保いたします。

次に、３３ページを御覧ください。

２医療的ケア児等支援推進事業費５，９２６万３千円です。この事業は、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる環境を整えるため、下から三つ目の二重マル、短期入所受入れ時の差額補助として、病院などの医療型短期入所施設が医療的ケア児を受け入れた場合に、入院に係る診療報酬との差額相当額を助成するものです。

下から二つ目の二重マルでは、医療的ケア児に精通した看護師等によるＯＪＴ研修を実施し、保育所や医療機関等の看護師の対応力強化を図ります。

最後の二重マルでは、医療的ケア児の短期入所の受入れ拡大を行う施設に対し、高度医療機器の導入等の経費を助成します。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、質疑、御意見等はございませんか。

澤田委員 最後の高度医療機器導入等の経費に関してですが、これはどういった機械になるのか教えていただければと思います。

森こども・家庭支援課長 医療機関で使う生体情報モニタという機械がありまして、２，２５０万ほどの予算でございます。その３分の２を補助させていただき予定しております。

澤田委員 分かりました。生体情報モニタ。それでは、１個１施設という形ですかね。（「はい、今のところ」と言う者あり）承知しました。ありがとうございます。

佐藤委員 外国人介護人材確保対策事業費です。

インドネシアに放課後日本語教室の創設とありますけれども、逆に大分に来るという前提の人に対する教室ということでしょうか。

荻高齢者福祉課長 基本的にはそのとおりでございます。大分ファンですね、大分に行きたいという生徒を募りまして、その方々に放課後

ですけれども、部活動のような形で日本語を教えるというスキームでございます。

佐藤委員 対象者はたくさんいるのですか。

荻高齢者福祉課長 予定としては定員３０名ということですが、伝え聞くところによりますと、結構な応募がございまして、それ以上の人数が集まっているということは伺っております。（「ありがとうございました」と言う者あり）

守永委員 ２点ほどお伺いしたいのですが、１点が自治医大の卒業生の関係ですが、大分県でも何人かおられるのは知っていますが、自治医大から大分に派遣される方というのは、どういう派遣の在り方がされているのですかね。大分出身者など、そういうことなのか。それとも、関係なしに、この人を大分に配置しますという形なのか。その辺の環境や人員といったもの、また、そのときに併せて何科というのが指定できるのかどうか。その辺を教えてください。

それと、医師の超勤の問題で、７２０時間超えの方の医師がいる病院に派遣しますという制度の中で、７２０時間以上というのは大変な量と思いながら何げなしに聞いていたのですが、７２０時間という数字そのものは限界点としての７２０時間として指定しているのか。それとも、目安として、これを超えたときにとりいう設定の仕方になっているのか。７２０時間の境目の考え方について、教えてください。

大原医療政策課長 自治医大の件ですが、まず、採用については大分県の方から選抜して選ぶという形になると思います。診療科を限定できるのかというところですが、そこはできないと言いますか、今のところそういった形での募集は行っておりません。

もう１点は７２０時間の関係ですが、もともとは令和６年度に始まりました医師の時間外労働規制が９６０時間上限という形になっていまして、もともと、この形をベースに国は考えていたようですが、この事業自体が国の事業を受けてやっています。さすがに９６０時間は大きいということで、国も要件緩和を

しまして、720時間という形でセットされているものでございます。

守永委員 720時間というのは、960時間から見たら切りのいい数字とは思えないのですが、何か720時間とした根拠などはあるのでしょうか。

大原医療政策課長 月60時間に引き下げたというぐらいのところだと思いますけれども、過労死レベルからぐっと下げていくというところを考えて設定されたのではないかと予想しております。（「ありがとうございます」と言う者あり）

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

福崎委員外議員 9ページの生活保護費ですけれども、生活に困窮する方に対しての支援、保障するのは大変重要でございますが、ここに自立を支援すると書いてあるのですが、大分県としてどういう自立支援をされているのか。取り組んでいることを教えていただけたらと思います。

川邊保護・監査指導室長 生活保護の方の自立の支援ということですが、まず、生活保護の方は経済的な支援など、経済的自立、社会的自立、身体的自立といろいろな自立がありますけれども、それについて、適切に自立に向かって生活できるように、福祉事務所のケースワーカーが自立に向けた指導というものを個別に行っております。

そのほか、保護施設、救護施設等ございますけれども、そちらの施設の中では、入所者の方に対して、自立支援計画を作成して、それぞれに合った自立を支援しているといった状況がございます。

福崎委員外議員 福祉事務所などがされているということですが、それでは、自立された件数というのは全体的に、昨年度などは一体どれだけの人が自立されたのでしょうか。教えていただきたいです。

川邊保護・監査指導室長 すみません。正確に

自立を何人されたかということについては、把握してございません。

福崎委員外議員 自立支援をしている割には、把握していないということは問題かと思えますね。どのくらいの方が自立されていたかということが大切なのではないかと思います。だから、そこを知らないで、本当に適切な支援ができているのかというのは大変疑問でありまして、そこは指摘しておきます。回答はいいです。

高木福祉保健企画課長 生活保護に関連する、いわゆる生活保護を受けられる前の段階で、生活困窮という状態の部分に対して、事業があります。その中でも、相談事業があります。それに加えて、家計改善、要はその人の収入・支出がしっかりコントロールできているかどうか、そういったものもチェックする。あと、就労支援、そういった協力をしている企業のところで試しに働いてみないかなど、そういった部分の支援をしているというところでございます。

生活保護に入る前の段階で、そういった生活困窮事業においても、市町村社協が中心となって支援をしているという状況でございます。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、令和8年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部から、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いいたします。

高木福祉保健企画課長 34ページを御覧ください。

今年度、福祉保健部において策定又は中間見直しを行う主な計画4本について、御説明申し上げます。

始めに、計画の策定についてです。

1番のおおいた高齢者いきいきプラン（第10期）については、老人福祉法に基づき策定する老人福祉計画、介護保険法に基づき策定する介護保険事業支援計画に加え、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき新たに策定する認知症施策推進計画の三つの計画を一

体的に策定するものであり、計画期間は令和9年度から11年度までの3年間でございます。

計画の概要ですが、高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、本県の高齢者福祉施策の基本方針を定めるものであり、主な記載事項の5にありますように、今回は新たに認知症など支援が必要な人を支える地域づくりの項目を認知症施策推進計画に位置付け、作成いたします。

次の2番から4番は、計画の中間見直しを行うものでございます。

2番の第8次大分県医療計画については、計画の根拠等の欄にありますとおり、医療法に基づき医療提供体制の確保を図るための計画であり、計画期間は令和6年度から11年度までの6年間ですが、中間年である今年度、必要な見直しを実施するものでございます。具体的には、在宅医療、医師確保計画、外来医療計画を見直すほか、全体の時点修正等を行うこととしております。

3番の大分県障がい者計画（第2期）については、障害者基本法に基づく障がい者基本計画と障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画などの6計画を一体的に策定しており、計画期間は6年間でございますが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間が令和8年度末までとなっていることから、改定を行うほか、時点修正等、必要な見直しを行うものでございます。

4番の大分県国民健康保険運営方針（第2期）については、国民健康保険法に基づき国民健康保険の安定的な財政運営、市町村国保の広域的及び効率的な運営を図ることを目的に策定しているものであり、令和11年度までの6年間の計画期間の中間年である今年度、中間見直しを行うものです。具体的には、主な記載事項の2に、令和11年度を目標としている保険税統一に向けて市町村と合意できた内容を新たに記載いたします。

委員の皆様には、今後、当委員会において、適宜、策定状況等を御報告させていただきます。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをもって、福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。また、委員外議員の方もお疲れ様でした。

委員の皆さんは、この後、協議を行いますので、お待ちください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

岡野委員長 これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてですが、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの説明について、委員の皆様から、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 この案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 それでは、この行程で決定したいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、県内調査の欠席や途中離脱、県庁出発でなく現地合流をする場合は、分かった時点で事務局へ御連絡ください。

また、今後、調整が必要な場合は、委員長に御一任いただきたいと思います。

次に、県外所管事務調査についてです。

まず、検討資料について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

岡野委員長 以上、事務局に説明させましたが、日程や調査地についてはいかがでしょうか。

〔内部協議〕

岡野委員長 それでは、県外所管事務調査の日程については、8月17日から3日間で実施することとします。

調査先については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 それでは、次回の第2回定例会の委員会で正式決定したいと思います。

今後、事務局は行程案等を作成し、適宜委員と情報を共有しながら、進めるようにしてください。

次に、その他ですが、預り金の運用について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

岡野委員長 預り金の運用については、これまでどおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 それでは、これまでどおりの運用でお願いしたいと思います。

以上で、予定されている案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようでありますので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。